

令和 8 年度 建設産業人材確保・育成事業(魅力発信プラットフォーム構築)業務仕様書
(案)

1 件名

令和 8 年度 建設産業人材確保・育成事業（魅力発信プラットフォーム構築）業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日まで

3 実施に当たっての基本方針および業務目的

暮らしの基盤を支え、地域の安全・安心を守る建設産業は、担い手の減少や高齢化が進行しており、持続的な発展に向けた人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。

そこで本業務では、産学官が連携した魅力発信プラットフォームを構築・運営するとともに、建設産業の魅力や社会的役割等を効果的に発信するための一体的かつ継続的な情報発信基盤を整備することにより、建設産業への関心喚起および参画機会の創出を図り、将来の担い手の確保・育成につなげることを目的とする。

4 委託する業務の内容等

以下の仕様に基づき業務を行うこととし、詳細については企画提案および契約後の協議により決定するものとする。

(1) プラットフォームの企画、共通コンセプト、事業戦略の策定

本業務の中核となる魅力発信プラットフォームの基本設計として、ターゲット設定から情報発信の方向性を整理し、一体的な戦略を策定する。魅力発信にあたっては、想定するターゲット（小中学生、高校生、大学生、保護者等）ごとに訴求方針を整理するとともに、事業の成果を適切に把握するための成果指標（KPI）及び検証方法を設定するものとする。また、本プラットフォームの構築・運営に係る実施スケジュール及び中長期的な展開のロードマップについて整理すること。

(2) ブランディング設計

建設産業の魅力を統一的に発信するため、プラットフォーム全体のブランドコンセプトを設計するとともに、視覚的表現の基盤となるデザイン方針を策定すること。また、共通ロゴやタグライン等のビジュアル・アイデンティティを開発し、各種媒体において一貫した情報発信が可能となるよう整備するものとする。

(3) プラットフォームの構築および運営

建設産業に関連する関係団体や教育機関、県庁関係部局等による連携体制を構築し、魅力発信に向けた協働の枠組みを整備する。あわせて、構成員間の役割分担や連携手法を整理し、運営に必要な要綱等を作成するとともに、将来的な自走を見据えた運営方針

を策定すること。また、関係団体が継続的に参画できるよう、参加方法や参画メリットの整理を行い、参加促進に資する仕組みを検討するものとする。なお、業務期間中においては、当該プラットフォームの会議体を3回程度開催することを想定し、資料作成、会場準備、関係者調整等の運営に必要な業務を実施するものとする。

(4) 既存コンテンツの整理・集約

関係団体が保有する既存の資料、動画、教材等のコンテンツについて収集・整理を行い、活用可能なコンテンツの分類を実施する。また、これらのコンテンツを今後の情報発信に効果的に活用するための方針を整理するとともに、関係団体が継続的にコンテンツ提供に関与できる仕組みや更新フローの構築を図るものとする。

(5) 情報発信基盤（WEB サイト）の構築

プラットフォームの情報発信拠点となるポータルサイトを企画・制作し、関係情報を一元的に集約・発信できる基盤を構築する。サイトは、利用者が直感的に情報へアクセスできるよう、スマートフォン対応を含めた視覚的かつ操作性に優れたユーザーインターフェース（UI）及びユーザーエクスペリエンス（UX）を備えるとともに、将来的な機能拡張にも対応可能な構造とすること。また、SSL 化等のセキュリティ対策を講じるとともに、高齢者や障がい者への配慮、多言語対応等、アクセシビリティの確保にも努めるものとする。なお、サイトは専門的な知識を有しない者でも情報の更新が可能となるよう配慮した構造とし、継続的な運用が可能な仕組みを備えるものとする。あわせて、アクセス状況等の基礎的なデータを把握できる機能を備え、利用状況の把握に資するものとする。

(6) コンテンツおよび教材の企画・制作

建設産業の仕事内容や役割、魅力について、主に小中学生を対象としつつ、可能な限り幅広い年代層のターゲットに分かりやすく伝えるコンテンツ又は教材を企画・制作する。制作にあたっては、紙媒体、デジタル媒体等、活用場面に応じた適切な手法を選定し、学校現場や各種イベント、WEB サイト等で幅広く活用できる内容となるよう工夫すること。

(7) 体験型要素の企画

既存もしくは本業務で整理・制作したコンテンツ等を活用し、小中学生及びその保護者が建設産業を体験的に理解できる機会の創出に向けた企画を行うこと。企画にあたっては、イベント形式、出前講座、体験ブース等、目的に応じた実施手法を整理し、楽しみながら学べる構成、建設の仕事の疑似体験、将来の職業意識の醸成につながる工夫を盛り込むこと。また、実施を前提とした具体的な企画内容（実施手法、対象、規模、実施体制等）及び実現に向けた調整方法について整理・提案するものとし、本業務においては原則として実施は含まないものとする。

(8) 効果検証

本業務により実施した各種取組について成果を把握・分析し、課題の整理を行うとと

もに、次年度以降の事業展開に向けた改善提案を取りまとめるものとする。

(9) 打合せ協議

契約締結後速やかに業務実施計画書を作成するとともに、業務の進捗に応じて定期的に打合せを実施し、必要な調整を行うものとする。

(10) その他

上記(1)から(9)までの業務に付随する一切の業務を実施するものとする。

5 成果物一覧

(1) 業務実施計画書

(2) 事業戦略及び実施ロードマップ (KPI 設定及び検証方法を含む)

(3) ウェブサイトの操作・更新マニュアル

(4) ウェブサイト構造図又は設計概要資料

(5) プラットフォーム運営マニュアル、会議議事録等

(6) 制作物一式 (ロゴ、タグライン、各種コンテンツ、教材等を含む)

(7) 業務完了報告書 (業務内容、効果検証結果や体験型要素に係る企画内容及び検討結果等を含む)

(8) その他発注者が必要とする書類 (協議のうえ決定)

6 成果物の帰属及び引渡し

受託者は、本業務により作成した成果物について、委託者が継続的に利用、更新及び改変できるよう、必要なデータ、ファイル、アカウント情報、管理権限等を適切に整理し、委託者へ引き渡すものとする。特に、ウェブサイトについては、サーバー、ドメイン、CMS等の管理に必要な情報を含め、委託者が自ら運用可能な状態で引き渡すこと。また、本業務により作成された成果物について、著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) は、原則としてすべて委託者に帰属するものとする。

委託者は、成果物について、改変、再編集、複製、配布及び他媒体への展開等の二次利用を行うことができるものとする。

ただし、受託者が従来から有する技術等については受託者に留保されるものとする。

7 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、長野県財務規則第 143 条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

8 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、委託者が検

査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行う。

- (2) 事業の実施に際して、必要がある場合は、委託料の 10 分の 3 に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。

9 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ委託者の承諾を得たときは、第三者に委託することができるものとする。

10 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。成果品（業務の履行課程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

12 報告

- (1) 受託者は、業務実施計画書（任意様式）を作成し、契約の日から 5 日以内に委託者に提出する。
- (2) 受託者は、委託者から要求があった場合は、速やかに進捗状況を報告するものとする。
- (3) 受託者は、委託業務完了後 10 日以内に、委託業務完了報告書を委託者に提出する。
- (4) 提出先
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県建設部建設政策課技術管理室（長野県庁 6 階）

13 業務に要する経費の限度額

7,997,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

14 業務実施上の留意事項

- (1) 提出する企画提案書の内容は、3の基本方針の趣旨を十分踏まえ、一貫性及び整合性が図られ、目的を十分に達成できる実施方針とする。
- (2) 業務の実施に当たり、効率的な実施体制及び明確な責任体制を確保すること。

15 その他

- (1) 本事業は、委託者が委託する事業のため、事業の成果等は委託者に帰属する。
- (2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (3) 次の一般的な事項にも注意すること。
 - ア 制作する成果物が第三者の所有権や著作権その他第三者の権利を侵すものでないこと。
 - イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
 - ウ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
 - エ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
 - オ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。
 - カ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。
- (4) 選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託候補者が細部を協議の上で、契約を締結するものとする。
- (5) この仕様書に定めがない事項は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。